

令和5年第2回東海村議会定例会行政報告等要旨

令和5年6月1日

令和5年第2回東海村議会定例会の開会に当たり、行政報告等を申し述べさせていただきます。

はじめに、「新型コロナウイルス感染症の状況と今後について」でございます。

令和5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「2類相当」から季節性インフルエンザと同等の「5類」に移行し、様々な面で私たちの生活が変わりました。まず、発熱患者等の対応は「発熱外来の医療機関」から「広く一般的な医療機関」での対応に変わりました。また、濃厚接触者の外出自粛による行動制限が不要となり、感染状況の把握・公表は週1回となります。日常における感染対策は、マスク着用の取扱いと同様、個人や事業者の判断により自主的に取り組むこととなりました。

ワクチン接種に関しましては、令和5年度は公費による負担を継続し、重症化リスクが高い方等については春から夏にかけて1回接種を行うため、5月11日から接種を開始しております。さらに、全ての年齢の方を対象に秋から冬にかけて1回接種を行うこととしております。

村では4月25日の「東海村新型コロナウイルス感染症対策本部会議」において、新型コロナウイルスに関するイベントや公共施設に関するガイドラインの廃止等を決定するとともに、同本部会議の

廃止も決定したところでございます。

感染症法上の位置付けが「5類」に移行することへの不安や新たな感染拡大を心配する声もあるかもしれませんが、県ではこれまで通り「新型コロナウイルス感染症電話相談センター」を開設して体調不良時の不安や疑問、受診する医療機関の相談等に対応する体制を継続しております。村としましては、今後も情報収集を行い、確実なワクチン接種体制の確保にも努めながら、徐々にコロナ前の日常に戻していきたいと考えております。

次に、「地域戦略推進実行本部の設置、分野横断プロジェクトチーム及び連携推進チームの取組みについて」でございます。

「子育てと環境」や「福祉と交通」などの政策間連携、SDGsやDX(デジタル・トランス・フォーメーション)、GX(グリーン・トランス・フォーメーション)といった新たな政策など、本村を取り巻く社会課題は高度に複雑・多様化しており、部局を超えて横断的に取り組まなければならない政策課題が増加しております。

これまで村では、庁内に「政策会議」や「まち・ひと・しごと創生本部」などを設置し、これらの課題に対応してまいりましたが、職員相互の議論の活性化や、行政全体としての合意形成面で課題がありました。そこで、これらの既存組織を発展的に整理・統合し、本年4月から、一つの会議体で関連性のある複数の事項を議論する場として「東海村地域戦略推進実行本部」を設置したところです。

また、併せて、実行本部の組織内に、「ウォークアブルなまちづくり」や「6・3・3plus とうかいつ子育成」など分野横断的なテーマの政策立案・調査研究を行う「プロジェクトチーム」と、「窓口DX」や「BPR・しごとの仕方改革」など施策実現のための調整・議論を行う「推進チーム」を設置し、合計10個のチームで議論を開始したところであり、ります。

実行本部では、総合計画を始め総合戦略、DX、GX など分野横断的に取組む政策テーマの方向性を議論し、プロジェクトチームと推進チームでは政策立案のための実質的な議論を行い、各課は事業を実行するというように、本部・チーム・各部課が一体となって政策議論を深めることで、「選ばれるまちづくり」や「官民共創まちづくり」などの重要政策を前進させてまいります。

それでは、行政報告の案件を申し上げます。

報告第9号 令和4年度東海村一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和5年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費8,134万4千円につきまして、7,951万2,500円を令和5年度へ繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第10号 令和4年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、

令和5年第1回定例会で議決をいただきました繰越明許費
1億3,012万5千円につきまして、全額を令和5年度へ繰り越しまし
たので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するも
のでございます。

報告第11号 令和4年度東海村下水道事業会計予算繰越計算
書につきましては、建設改良及び流域下水道建設に要する経費のう
ち、8,320万2千円を令和5年度へ繰り越しましたので、地方公営企
業法第26条第3項の規定により報告するものでございます。

以上で行政報告といたします。